

小勞働者側

歎願書ニ依ル解雇手當ヲ容認セサル時ハ過日作業中負傷ニ
目下湯川市立病院入院中ノ結夫松井歳次郎ニ対スル慰藉料
ノ必要亦抗爭スル模様ナリ

事業主側

幾分ノ手當ハ支給スル意向アルモ歎願書明示ノ金額ハ容認
不可能ニシテ一旦拒絶ノ予定ナリ

右及申(通)報便也

列記

昭和五年十月六日 湯川市立病院
二解雇者ニ対シテハ左記手當ヲ支給サレタリ
左記
松井歳次郎 二百五十圓
松井才次郎 〃
松井江助 〃
松井山崎 〃
松井新太郎 〃
松井三郎 〃
松井四郎 〃
松井五郎 〃
松井六郎 〃
松井七郎 〃
松井八郎 〃
松井九郎 〃
松井十郎 〃
松井十一郎 〃
松井十二郎 〃
松井十三郎 〃
松井十四郎 〃
松井十五郎 〃
松井十六郎 〃
松井十七郎 〃
松井十八郎 〃
松井十九郎 〃
松井二十郎 〃
松井二十一郎 〃
松井二十二郎 〃
松井二十三郎 〃
松井二十四郎 〃
松井二十五郎 〃
松井二十六郎 〃
松井二十七郎 〃
松井二十八郎 〃
松井二十九郎 〃
松井三十郎 〃
松井三十一郎 〃
松井三十二郎 〃
松井三十三郎 〃
松井三十四郎 〃
松井三十五郎 〃
松井三十六郎 〃
松井三十七郎 〃
松井三十八郎 〃
松井三十九郎 〃
松井四十郎 〃
松井四十一郎 〃
松井四十二郎 〃
松井四十三郎 〃
松井四十四郎 〃
松井四十五郎 〃
松井四十六郎 〃
松井四十七郎 〃
松井四十八郎 〃
松井四十九郎 〃
松井五十郎 〃
松井五十一郎 〃
松井五十二郎 〃
松井五十三郎 〃
松井五十四郎 〃
松井五十五郎 〃
松井五十六郎 〃
松井五十七郎 〃
松井五十八郎 〃
松井五十九郎 〃
松井六十郎 〃
松井六十一郎 〃
松井六十二郎 〃
松井六十三郎 〃
松井六十四郎 〃
松井六十五郎 〃
松井六十六郎 〃
松井六十七郎 〃
松井六十八郎 〃
松井六十九郎 〃
松井七十郎 〃
松井七十一郎 〃
松井七十二郎 〃
松井七十三郎 〃
松井七十四郎 〃
松井七十五郎 〃
松井七十六郎 〃
松井七十七郎 〃
松井七十八郎 〃
松井七十九郎 〃
松井八十郎 〃
松井八十一郎 〃
松井八十二郎 〃
松井八十三郎 〃
松井八十四郎 〃
松井八十五郎 〃
松井八十六郎 〃
松井八十七郎 〃
松井八十八郎 〃
松井八十九郎 〃
松井九十郎 〃
松井九十一郎 〃
松井九十二郎 〃
松井九十三郎 〃
松井九十四郎 〃
松井九十五郎 〃
松井九十六郎 〃
松井九十七郎 〃
松井九十八郎 〃
松井九十九郎 〃
松井一百郎 〃

右歎願書ニ依ル手當ハ既ニ特回答ニ答テ付テ見込

昭和五年十月八日

代表 松岡五三

太田憲吉 殿

一 事業主側